

社会福祉施設整備選定基準（書類審査）

	番号	項目	審査基準	配点
I 法人の適格性	1	過去の法人運営において不適切な行為がなされていないか	(直近の指導監査における文書指導に対し)3:実地指導、指導監査における指摘なし、改善済み 1:未改善のものがある場合 0:過去5年に不適切な行為が行われていた場合	3
	2	運転資金は十分に有しているか。	(運転資金(人件費、事務費、事業費等)は法人年間事業費の) 3:2/12以上 2:1/12以上 0:1/12未満	3
II 整備計画の妥当性	3	設置地域における当該施設の必要性について	3:利用ニーズが高く、近隣に同種既存施設がない 2:近隣に同種既存施設があるが、利用ニーズが高い 1:利用ニーズは高いとはいえない。 0:需要がない又は補助金を用いてサービスの供給量を増加させる必要が認められない。	3
	4	危険区域等に指定されていないか	0:土砂災害防止法等の特別警戒区域に指定 1:埋蔵文化財包蔵地域内又は土砂災害防止法等の警戒区域に指定 3:どちらの区域にも指定されていない	3
	5	施設特性に応じた生活環境は整っているか。(周辺地域における金融機関、公共施、商店、通所事業所等の整備状況、交通の利便性等)	3:優れている 2:問題はない 1:一部問題はあるが、代替(改善)計画が示されている 0:不相当である	3
	6	確実に用地が取得できるか	(建設地は) 3:全て法人所有地 2:全て法人所有地(予定:確約書有(一部法人所有も含む)) 1:借地(一部法人所有も含む) 0:確実性が見込まれない。(福祉医療機構以外の抵当権設定を予定(必要な手続を経ている場合を除く。))	3
	7	地元住民等への説明状況について	(計画地の地域住民(隣地、自治会、町内会など)に対する説明がなされ、了承を得ている。) 3:説明がなされ、了承がある。又はその必要性がないと認められる 1:説明がなされているが、賛同が得られていない 0:了承がない	3
	8	設備基準に適合しているか	3:基準に適合している 2:一部問題はあるが、改善が見込まれる 0:基準を満たしていない(一部問題があり改善が確実でない場合を含む。)	3
	9	設計は利用者の障害特性に応じた配慮がなされているか	3:望ましい設計である 2:問題ない 1:一部問題はあるが、改善が見込まれる 0:不相当である	3
	10	整備計画と運営計画は整合性が図れているか	3:何ら問題ない 2:一部問題はあるが、改善が見込まれる 1:一部問題があり改善が確実でない 0:不相当である	3
	11	施設整備に係る自己資金を十分に有しているか。	(借入金を除く自己資金の総事業費に占める比率が) 3:25%以上 2:15%以上25%未満 1:5%以上15%未満 0:5%未満	3
	12	資金計画と財源が妥当であるか。(借入金は、確実に調達できる見込みがあるか。)	3:優れている(自己資金のみで対応) 2:妥当である 1:一部問題があるが改善が見込まれる 0:妥当でない	3
III 運営(計画)の妥当性	13	安定的な運営に向けた計画があるか又は実現可能か。	(利用見込み者数等整備後の運営について)3:問題ない 2:一部問題はあるが、改善が見込まれる 1:問題があり、改善が確実でない 0:不相当である	3
	14	職員(人員、資格者等)が十分確保されているか。	職員の配置体制について 3:基準に適合している 2:一部問題があるが、改善が見込まれる 1:一部問題があり、改善が確実でない 0:基準を満たしていない	3
	15	非常災害への対応に関する対策がとれているか。	(想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じた非常災害への対応に関する具体的計画を) 3:作成している 2:一部問題があるが改善が見込まれる 1:問題があり早期改善が確実でない 0:作成していない	3
	16	事故に対する取組みについて	(事故対応の取り扱いを) 3:定めている 2:一部問題があるが改善が見込まれる 1:一部問題があり改善が確実でない 0:定めていない	3
	17	衛生管理に対する取組み(感染症等の予防及びまん延の防止に対する取組みを含む。)について	衛生管理、感染症等の予防及びまん延の防止に対する取組みは、基準に適合し適切か(衛生管理、感染症予防のための予防及びまん延防止の取扱いについて) 3:定めている 2:一部問題はあるが、改善が見込まれる 1:一部問題があり改善が確実でない 0:定めていない	3
	18	虐待防止についての取組みについて(身体拘束等の廃止に向けた取組みを含む) 虐待防止マニュアル(体制、取組み等を明示したものを)定めているか。	3:マニュアルを定め、内容も適切である。 2:一部問題があるが改善が見込まれる 1:一部問題があり改善が確実でない 0:マニュアルがない。	3
	19	サービスの質に対する評価の取組みについて	3:利用者や第三者などの外部の者による質の評価など、多様な手法を用いて評価を行っている 2:自主評価を行っている 1:自己評価を行っていないが一部課題がある。 0:行っていない	3
			合計19項目	57

※ I から III までの(太字の項目については、1項目でも0点がついた場合は失格とする。

IV 整備の緊急性及び必要性	20	耐震化整備又は災害発生時等における緊急的な対応が必要な整備	左の項目のいずれかに該当した場合、次の点を加える。 ■耐震化工事、スプリンクラー整備(消防法令上設置が義務付けられているもの)等、安全確保等の観点、法令の改正に伴う等の緊急的な整備。その緊急性に応じて8~10点 ■(消防法令上設置義務はないもの、利用者の特性等から設置の必要が認められるスプリンクラー整備→必要性が認められた場合 7点 ■老朽化のために使用に耐えなくなった施設の整備→6点 ■入所者のニーズ等に合わせた施設の改修等必要と認められる整備 必要性と有効性を勘案し→1~5点 ■いずれにも該当しない場合 0点	10
	21	防火対策強化のためのスプリンクラー整備		
	22	老朽化のために使用に耐えなくなった施設の整備		
	23	入所者のニーズ等に合わせた施設の改修等岡山市が必要と認める整備		
V 優先する計画内容	24	在宅の重度の医療的ケアを必要とする障害者を対象とした生活介護事業及び短期入所事業を行う整備であって、重度の障害を有する利用者ニーズに則した居室や浴室、機械浴設備の設置等の整備を積極的に行うもの(通所に限る。) 市内におけるサービスの空白地域での整備、必要な供給量の確保に資するもの(通所に限る。) 地域生活移行等に資する施設の整備計画	いずれかに該当するものについて、その内容に応じて1から3までを加点 ・いずれか1項目でも該当すれば、該当項目に対する評価に応じて1点~3点を加点する ・複数の項目に該当する場合は、それぞれの項目で採点した結果を合計する。ただし、3点を上限とする。	3
				合計2項目

## 社会福祉施設整備選定基準(法人ヒアリング及びプレゼンテーション)

審査項目		配点
1	法人の基本理念、施設運営方針と今回の施設整備計画について	5
利用者の処遇向上について(今回の施設整備で計画している取組み等について)		
2	(1) 設計(設備)について	5
	(2) 人員、運営について	5
	(3) 次のいずれかについて ア 開所時間、延長支援について(通所系サービス) イ 夜間の支援について(施設入所支援、共同生活援助等の居住系サービス)	5
3	施設整備計画の具体性・確実性について	5
4	職員の資質向上について 職員の資質向上に努めていることは何か。	5
合 計		30